

2025年4月30日

各位

山形県山形市旅籠町三丁目2番3号
株式会社 きらやか銀行

当座勘定規定（一般用）の改定について

株式会社きらやか銀行（本店 山形市 頭取 西塚 英樹）は、「2026年度末までの手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みとして、払戻請求書による当座預金出金のお取扱い開始に伴い、下記のとおり当座勘定規定を改定いたしますのでお知らせいたします。

当行では、今後も社会情勢等の変化を踏まえながら、お客さまの多様なニーズにお応えできるよう、各種サービスの充実に努めてまいりますので、ご理解を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 改定対象となる規定

当座勘定規定（一般用）

2. 改定日

2025年5月1日

3. 改定内容

払戻請求書を利用した手続に関する記載を追加（「4. 改定する条項」参照）

4. 改定する条項

第7条（3）・（4）、第8条（5）、第12条（1）、第16条（1）・（2）

変更後の規定は変更日にホームページに掲載いたします。

当座勘定規定（一般用） ※変更箇所のみ記載 <下線部が変更箇所>

変更前	変更後
第7条(手形、小切手の支払) (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。	第7条(手形、小切手の支払等) (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手 または当行所定の払戻請求書 を使用してください。
右記(4)追加	(4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります



<p>第 8 条(手形、小切手用紙)</p> <p>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>第 12 条(手数料の引落し)</p> <p>(1) 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落することができるものとします。</p> <p>第 16 条(印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、その小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって第 8 条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p>	<p>す。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。</p> <p>第 8 条(手形、小切手用紙等)</p> <p>(5) 手形用紙、小切手用紙、または払戻請求書の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>第 12 条(手数料等の引落し)</p> <p>(1) 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落することができるものとします。</p> <p>第 16 条(印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、その小切手、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手、払戻請求書として使用された用紙（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって第 8 条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p>
--	--

以上

じもとグループは
SDGsに賛同しています



本件に関する問合せ先
 事務部事務課 担当者 浅井・菅野
 Tel : 023-631-0001 (代表)